

## 家財道具撤去費補助金利用届出書

令和 年 月 日

丹波市 建設部 都市住宅課長 様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(空き家等登録者)

連絡先 \_\_\_\_\_

私が丹波市住まいるバンク実施要綱にもとづき登録いたしました下記の空き家等につきまして、家財道具撤去費補助金を利用する予定ですので、下記の事項を届出ます。

### 記

1. 物件所在地

丹波市 \_\_\_\_\_

2. 売買契約締結（予定）日

令和 年 月 日 [締結済・締結予定]

3. 撤去予定の家財道具（主なもの）

( \_\_\_\_\_ )

4. 撤去方法（該当する□に✓）

一般廃棄物処理業者へ委託して処分

委託予定業者名 \_\_\_\_\_

自分で処分(直接丹波市クリーンセンター等へ持ち込み)

5. 撤去作業の開始予定日

令和 年 月 日

6. 提出先

丹波市建設部都市住宅課[担当：藤原、堀内]

〒669-4192 兵庫県丹波市春日町黒井 811 番地

TEL0795-74-2364/FAX0795-74-1592

### 【注意】

- ①この届出書は家財道具を撤去する概ね10日前までに必ず「建設部 都市住宅課」にご提出ください。(売買契約締結前でも結構です。)
- ②届出書を都市住宅課で受理した後、「補助金活用にあたっての留意事項」を送付いたしますので、内容をご確認ください。
- ③補助金は、家財道具等の撤去が完了してから、「留意事項」送付時に同封する「補助金交付申請書」に領収書等、写真（撤去前、撤去中、撤去後）等、売買契約書の写し、必要書類を添付して申請してください。※業者委託の場合、委託料は必ず口座振込でお支払いください。